

各種手当の申請はお済みですか

◎児童手当

就学前の児童を養育している方は、児童手当が受けられます。

ただし、所得制限があります。

支給対象 一人目の子どもから

支給期間 六歳到達後、最初の三月三十一日まで

支給金額

- 一・二人目月額 五、〇〇〇円
- 三人目から月額 一〇、〇〇〇円

★児童手当の限度額が上がります。

児童手当の所得限度額が緩和され、今まで所得が多くて児童手当を受けられなかった世帯も受けられる場合がありますので、五月中に申請してください。手続きをしないと手当は受けられません。公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	厚生年金及び国民年金の場合(万円)	厚生年金の場合(万円)
0人	301	460
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

※老人扶養親族があるものについては、上記の額に1人につき6万円を加算する。または、扶養親族が6人以上の場合の限度額は1人につき38万円加算する。

※扶養親族の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

※申請時の添付書類

・厚生年金に加入している場合は、厚生年金加入証明書(同封の用紙に会社で証明していただく)

・支給対象児童で他の市町村に住所がある場合は、その市町村の住民票

・平成13年1月2日以降に都留市に転入された方は、前住所地の13年度の所得証明書(児童手当用)

申請・問合せ先

市役所市民生活課 国民年金担当

☎(43)1111

◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

支給条件

- ・父母が婚姻を解消した
- ・父が死亡した
- ・父が一定の障害状態にある
- ・父の生死が明らかでない
- ・父から引き続き一年以上遺棄されている
- ・父が一年以上拘禁されている
- ・未婚の母の子
- ・棄児

ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることが出来るときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。

所得制限

この手当は、所得制限があり受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または、全額支給停止に区分されています。

手当月額(平成13年度)

- ・全額支給 四二、二七〇円
- ・一部支給停止 二八、三五〇円
- ・第二子加算額 五、〇〇〇円
- ・第三子以降加算額 三、〇〇〇円

◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により一・二級に分かれます。

一級該当 身体障害者手帳一、二級・療育手帳A程度

二級該当 身体障害者手帳三、四級・療育手帳B-1程度

所得制限

この手当は、所得制限がありません。

手当月額(平成13年度)

- 一級 五一、五五〇円
- 二級 三四、三三〇円

◎特別障害者手当など

◎障害児福祉手当

身体または、知的・精神が重度で永続する障害のため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当一級程度の障害と認められている方に支給されます。

◎特別障害者手当

身体または、知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の一級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

特別障害者手当など

申請・問合せ先

- 保健福祉センター
- いきいきプラザ都留内市福祉事務所 社会福祉担当
- ☎(46)5112